

感染症予防及びまん延防止に関する指針

社会福祉法人 養和会

感染症予防及びまん延防止に関する指針

1、感染症対策に関する基本的考え方

感染の予防に留意し、感染症の発生の際には、その速やかな特定、まん延防止に努め早期に終息を図る事はサービスを提供するうえで重要である。感染予防対策を全職員が把握し、指針に添った介護が提供できるよう、「感染症予防及びまん延防止に関する指針」を定める。

2、感染症発生及びまん延防止のための委員会

施設内の感染症（食中毒を含む）の発生や発生時の感染拡大を防止するために、感染症対策委員会を設置する。

(1)感染症対策委員会の構成

- ・委員会のメンバーは各事業所より 1 名専任する。なお、メンバーより感染症対策担当者を 1 名選出する。

(2)感染症対策委員会の開催

委員会は 3 ヶ月に 1 回定期的を開催し、感染症発生時には、必要に応じて随時開催する。

(3)感染症対策委員会の役割

委員会は次の事項を行う。

- ①施設内の具体的な感染対策策定
- ②施設の指針・マニュアル等作成
- ③職員への研修および訓練の企画・立案
- ④感染症発生時の対応と、職員への指示
- ⑤その他必要な事項

3、感染症予防及び蔓延防止における各職種の役割

感染症の予防及びまん延防止のために、チームケアを行う上で、各職種がその専門性に基づいて適切な役割を果たすこととする。

(施設長)

- (1) 感染症予防およびまん延防止体制に関する総括責任
- (2) 感染症発生時およびまん延防止の指揮、統括責任

(看護職員)

- (1) 病院、保健所との連携
- (2) 職員に対するケアの基本手順の教育と周知徹底
- (3) 利用者の状態把握、衛生管理の指導、予防対策の啓発

(生活相談員)

- (1) 感染症予防、まん延防止対策の指導と実施
- (2) 利用者・家族およびケアマネジャーへの対応
- (3) 緊急時連絡体制の整備（利用者・家族・かかりつけ医・ケアマネジャー）
- (4) 介護職員 利用者の状態把握と報告
- (5) 感染症予防、まん延防止対策の実施
- (6) 記録の整備

4、平常時の対応の基本方針

(1) 施設内の衛生管理

- ・感染症の予防およびまん延防止のため、施設内の衛生保持に努める。
- ・日頃から整理整頓を心掛け、換気、清掃・消毒を定期的を実施し、施設内の衛生管理、清潔の保持に努める。

(2) 感染症予防と対策

- ・職員の手洗い、手指消毒、マスクを着用する。また、血液、体液、排泄物、吐しゃ物等を扱う場面では細心の注意を払い、適切な方法で対処する。
- ・利用者の異常の兆候をできるだけ早く発見するために、利用者の健康状態を常に注意深く観察することに留意する。
- ・日常の予防策および対処法、感染症ごとの予防と対策については、「感染症対応マニュアル」に従い対応する。

5、感染症発生時の対応の基本方針

(1) 発生状況の把握

- ・感染症が発生した場合や、それが疑われる状況が発生した場合には、感染者の状況を速やかに施設長に報告し、講じた措置を記録する。
- ・感染者の感染原因や感染ルート、行動の把握など必要な情報収集を行う。

(2) 感染拡大の防止

- ・感染者が発生したとき、それが疑われる状況が生じたときは、必要に応じて感染者を隔離し、可能であれば感染者に直接対応する職員を限定、施設内の環境整備と消毒等必要な対応を行う。

- ・別に定める「事業継続計画」に従い、感染防止策を実施する。

(3) 関係機関との連携

- ・必要に応じ、医療機関への移送、町立八丈病院への連携を行い、適切な医療処置を速やかに受けられるよう対応する。
- ・報告が義務付けられている感染症については、すみやかに配置医や保健所へ報告し、指示を仰ぐほか、今後の対応について相談する。
- ・担当のケアマネジャーへ、感染者の状況および対応内容について報告する。

(4) 行政への報告

- ・以下の報告基準にのっとり、迅速に東京都や八丈町福祉健康課の担当者に報告する。

<報告が必要な場合>

東京都及び八丈町の基準により報告が必要な場合、または通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合。

(5) 社内報告

- ・適宜、状況を報告し対応を進めるとともに、感染症予防対策委員会等にて報告する。

6、感染症関連マニュアルの基本方針

- ・以下に掲げる感染症関連マニュアルは職員に周知徹底し、最新の知見に対応するよう定期的に見直すものとし、必要に応じて改定を行う。
- ・感染症マニュアルに沿って、手洗いの徹底、設備・機器の消毒など感染対策に努める。

7、職員研修および訓練の基本方針

(1) 職員研修

- ・感染症対策の基本的な考え方及び具体的対策について、全職員を対象として周知徹底を図ることを目的に実施する。
- ・職員研修を年2回開催し、出席できなかった職員には資料配布・内容の伝達等により周知を図る。また、必要に応じて随時開催する。

(2) 訓練

- ・実際に感染症が発生した際に迅速に行動できるよう、発生時の具体的な対応、役割分担、感染対策をしたうえでの介助法などを確認、シミュレーションすることを目的に実施する。
- ・訓練は年2回、定期的に行う。

8、感染症予防及びまん延防止に関する指針の閲覧に関する基本方針

「感染症予防及びまん延防止に関する指針」は、養和会のホームページ又は、養和会本部事務所前掲示板、及び養和会各サービス事業所で閲覧することができます。